

パレスチナ情勢に関する意見書

現在、パレスチナ・ガザ地区における戦闘において、多くの子どもを含む民間人が犠牲となる深刻な人道危機が発生している。

いかなる理由があろうともすべての紛争当事者は国際人道法を厳守すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、全ての紛争当事者に対し、国際人道法をはじめとする国際法の順守を求め、国際法違反の行動は直ちに停止するよう求めること及びイスラエルや中東諸国との日本独自の関係を活かして、停戦及び人道支援の実施に向けて、国際社会やG7での議論や動きをリードするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月19日

大 阪 府 茨 木 市 議 会